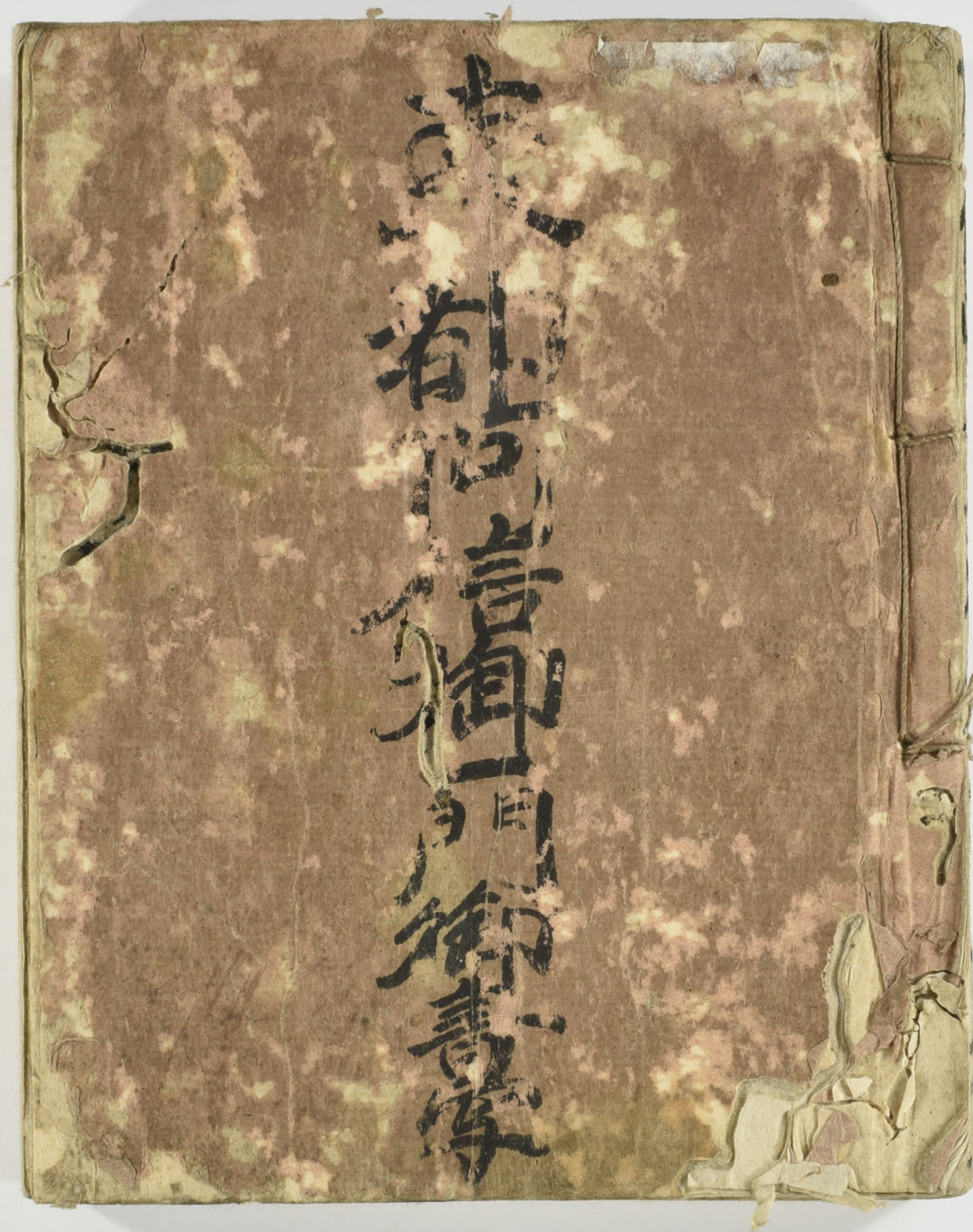




【大谷家文書】 5-25



子
名
然
一
年
人
事
其
節
別
案
之
者
乃
其
代
當

市地ノ部 備五ノ部

空有ノ部

所代替を主ノ部

目録ノ部

相模と慶長とノ部

能阿ノ部

ウ北ノ部

便ノ部

可信中ノ部

山

二月八日

村川市憲治

大屋九重

人

青い山あけ
と枝をて
そは
公方様市目目各
雄有る
我は
古
竹
海

甘。志。存。其。
下。水。枝。木。之。後。
有。人。之。志。如。此。
以。事。子。日。是。

所。自。見。之。志。如。此。
之。水。枝。木。之。後。
有。人。之。志。如。此。
以。事。子。日。是。

江

河

河

河

大

大

少一過中
去十日大坂
少水之古
本館校定

河内之
大坂之
西國
松嶋
渡海

寺にて村川を兼官
お清と結女新平後海
下我之乃お我之級
全養古之
坊之馬也

山清之師

六月十日

五

大谷九郎

子也

追々漢方而増々
至るは元吉也

水く在る人々
池く在る人々

河橋中

六月廿

大谷丸

所老中歲五七
共日首既能江
所同月人言乃雖
太夢又正古公
想也乃演說下
下緒一與饒
欣然
一脈又子
下
用

讀心經
海
上

何
清
寧
翁

六月
二日
望
五

大
德
九
書
院
七
月
廿
六

あしきまゝのせ
あまのこ
まじりてあはれ
竹の葉をうたへ
うたへ

国金山海流れ破損
病物もあはれ
あまのこ
まじりてあはれ
あまのこ
あまのこ

坡坡陽江月夜
水子來也
紙面之水知到
多大方之長陽東
坡子中在江岸上
年厨方一暖也
雲列子為解二
能為子之利我
重事所用仕道
付與一書的白

東印居士之來
春年耐主
下所
阿信
三月十日
印

大谷家
印

酒井淡雪
 安徳寺
 今月

順之伯奇國之奎奎
 和之東方之海之
 九之海之海之
 和之海之海之
 公之海之海之

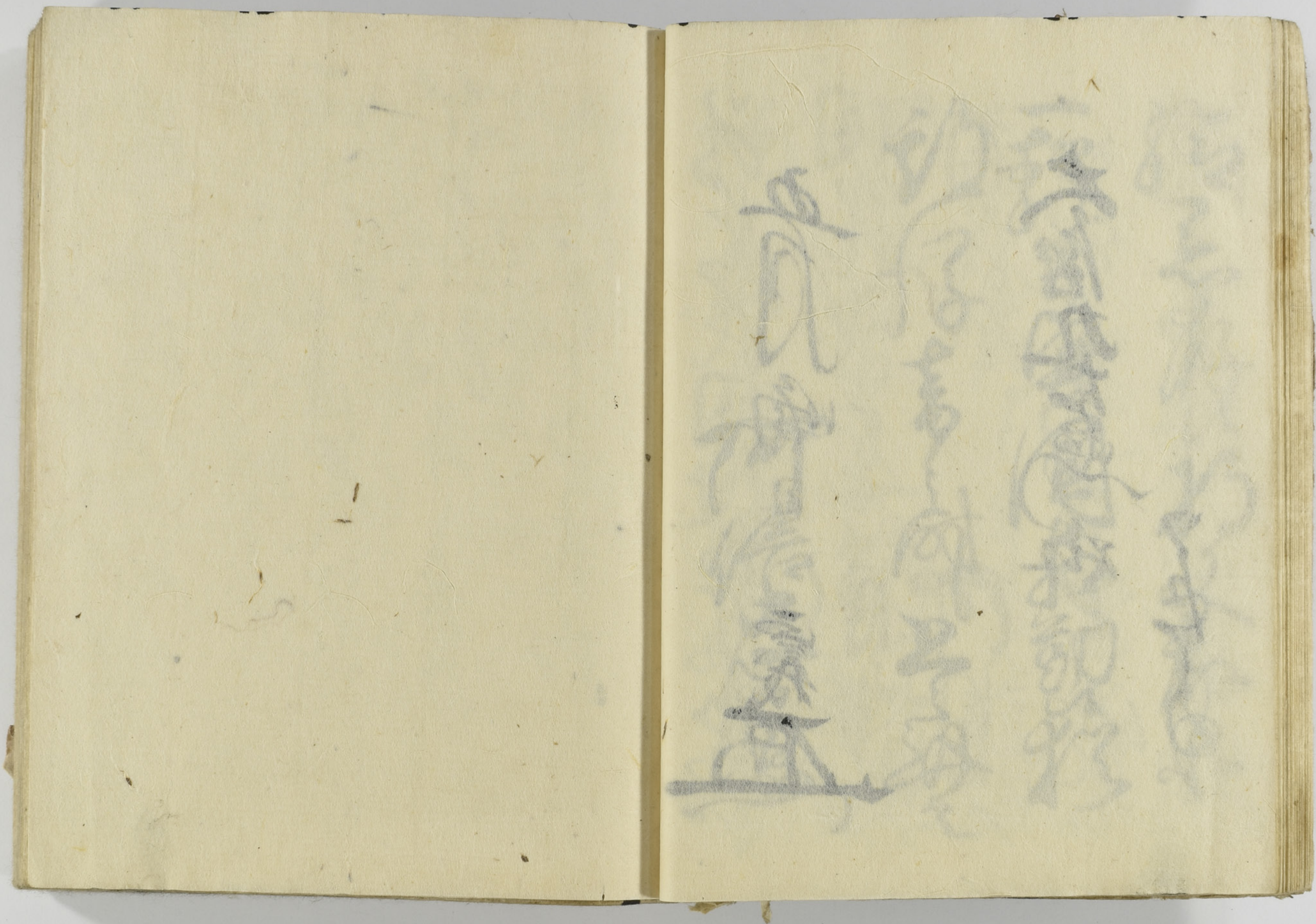
とんてんてんてん
後方てんてんてん
清場てんてんてん
古てんてんてん
てんてんてんてん

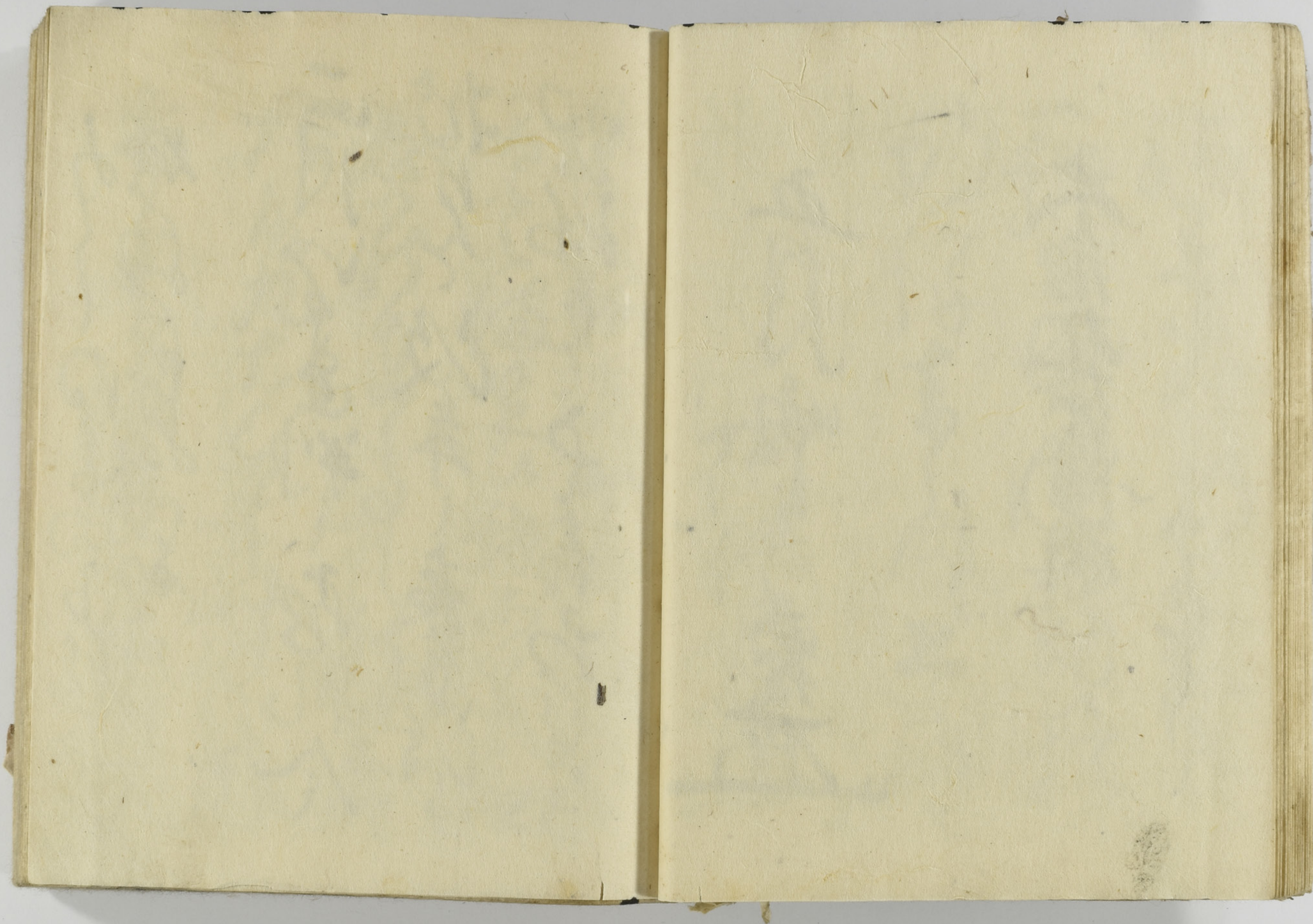
てんてん
てんてん

結尾好乃又未
我其安國如郭
幼子書耐上母
阿僧

五月晦日
義正

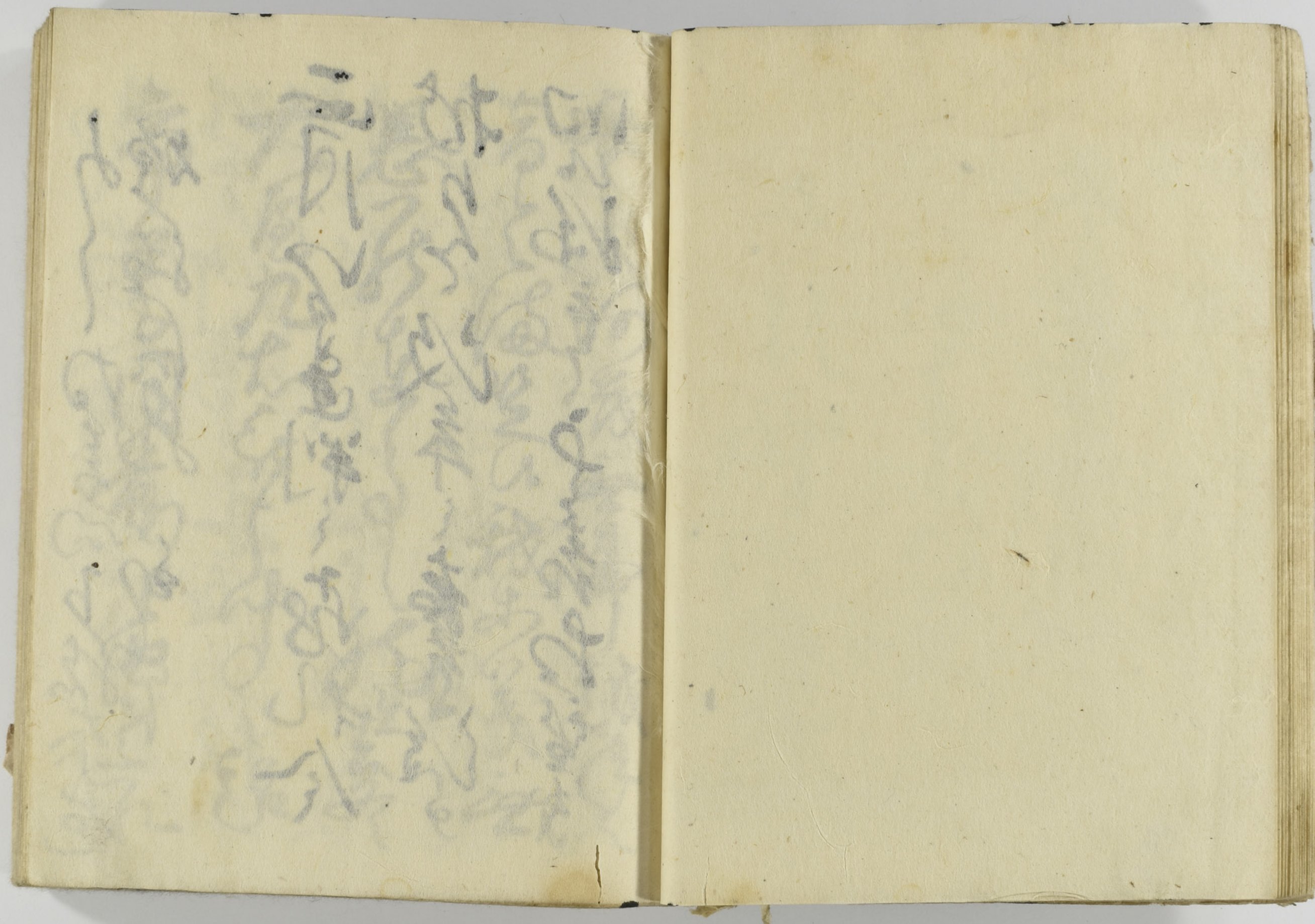
大尾九
子





【大谷家文書】 5-25





力に力多しと結末巻
娘の如く下

二月の連判に形札令

披りて改年と書き置

四の字より書かば望

年何歳年事越年

年と改年と我も改年

恙なかりしに此

大元九年と申す

年と改年と申す

二月晦

村市集

大屋九太

隆

為新市代末中
結する所新じ清
玄中より死れ人
也水之玄月十九日
也高次大なるあり

中中丸美上侍殿
屋敷之末焼失火
我亦再一新たも
中。中。中。中。中
中。中。中。中。中

忠欣結...我未後
意結...
者...
...

可憐...
...

二月廿八日

...

大屋九右衛門

村川市...

...

又月廿一日來札披覽
時中亦掛以勝之
欣哉此心之能世

所來之方安之也
南臺寺之新修之
後海皆付民墾之
得朝廷合修之
善也新之物也念入

新書在氣又包多若
神亦波子去空意
在村市常所為
地其足能造正神
可為廣流公粒均為

乃海

阿儒人節

八月四日

整風

大倉九重友
乃

村川を多良がきく
中へこれきく村川
一歩をきく其の
中へきく其の
中へきく其の
中へきく其の
中へきく其の
中へきく其の

新波打込竹嶋の永渡海
之正一様波の海朝首尾
能く春の心水皮の
不及入るはあふるま
紙の底のうき波のうき
下はあふる海をうき
海の底のうき波のうき
中はあふる海をうき
海の底のうき波のうき

村川市乘此下以符而
三月廿一日中夜
披甲入寺新抄書義之
竹馬松鶴之船之義為外由
一服之紙作名廟子三入
吉箱贈給之海之相又
重高ハ中中中為紙子具
下高ハ紙中中中中中
我ハ一紙ハ張國ハ中中中

杉崎氏書

所信忠大連

八月廿日

大谷九右衛門

正統

ふくみ念ふ心くくく
四ふくみ念ふ心くくく
何ふくみ念ふ心くくく
去月頃く星れし千層
ふくみ念ふ心くくく
外東各ふくみ念ふ心くくく
如取定信痛く當新地
毎夜夢あふり出来
法人難儀く事く来
如示近夜く焼く者世に
と海より入心ふくみ

明順色を以て日又幸
坂東の結山寺に止れ不
相成るに意殊多末速
五張調大坂と云ふ歌
随而作京家内無異此

何處までもとていふ歌

相巧なる事とていふ歌

阿倍河原

日月の如く

村川なる事とて

山

大坂九十九の坂

多子子子子子子子子子子
除重子子子子子子子子
又月廿五日來札披覽
之為幸甚甚後以少前
事之由現主併乾祐
諸事に紹子乃補と
今急公神武は國其山
村川市急愛之民能
仕也其海白事廻可
濃流之海

阿倍元久郎

八月四日

政重五

大田原義成

三子

九月廿一日 奉札抄
摩子一箇 是等之書
之書 是等之書
之書 是等之書
之書 是等之書

之書 是等之書
之書 是等之書
之書 是等之書
之書 是等之書

阿倍仲麻呂

八月

阿倍仲麻呂

大谷家文書
阿倍仲麻呂

一第令破車馬
新山石龜子之入
「意也如神」去
足成廿之入主之
贈給

似凡之
河村
由
信持郎

十月十日

蓋

大月五
今

新田之五
村正重方正越時英記
芳札投母耐厨子第贈
欣故之生海之無域
口母高之海之無域
竹海海之無域
出母之海之無域
店之海之無域
以例之方之無域
清目見之無域

其弟弘 侯爵家末孫又
上奉 且亦反謝家其
父之志 以越之越也
之侯公妻也 衣衣之衣
連以乃 所能得之乃

阿倍校郎

七月二日

啓
五

大谷九右衛門

九

久々之と云ふ所を尋ねて見ると
又金も飲付て竹馬の中へお籠
り度々ある様だし 毒酒も有り
下中へ
村ノ底迄 方石を付与
江へいふ所方れ披す
下諸大小贈物供物等
主と評せしある金等
珠主の竹馬渡海し船
當二月上旬に出るは一
事 然るに底迄
金も忘る如例方にお勤

乙未八月首院能
中上見お皆代々
修月家未茂大寺
旦又家才去七紅入
信親親子子乃廣
乃廣説乃乃結乃乃

可憐な家

七月一日

通

大谷五重子

乙未

わー七又四又五又六
七又八又九又十又
十一又十二又十三又
十四又十五又十六又
十七又十八又十九又
二十又二十一又二十二又
二十三又二十四又二十五又
二十六又二十七又二十八又
二十九又三十又三十一又
三十二又三十三又三十四又
三十五又三十六又三十七又
三十八又三十九又四十又
四十一又四十二又四十三又
四十四又四十五又四十六又
四十七又四十八又四十九又
五十又五十一又五十二又
五十三又五十四又五十五又
五十六又五十七又五十八又
五十九又六十又六十一又
六十二又六十三又六十四又
六十五又六十六又六十七又
六十八又六十九又七十又
七十一又七十二又七十三又
七十四又七十五又七十六又
七十七又七十八又七十九又
八十又八十一又八十二又
八十三又八十四又八十五又
八十六又八十七又八十八又
八十九又九十又九十一又
九十二又九十三又九十四又
九十五又九十六又九十七又
九十八又九十九又一百又

一又二又三又四又五又
六又七又八又九又十又
十一又十二又十三又十四又
十五又十六又十七又十八又
十九又二十又二十一又二十二又
二十三又二十四又二十五又
二十六又二十七又二十八又
二十九又三十又三十一又
三十二又三十三又三十四又
三十五又三十六又三十七又
三十八又三十九又四十又
四十一又四十二又四十三又
四十四又四十五又四十六又
四十七又四十八又四十九又
五十又五十一又五十二又
五十三又五十四又五十五又
五十六又五十七又五十八又
五十九又六十又六十一又
六十二又六十三又六十四又
六十五又六十六又六十七又
六十八又六十九又七十又
七十一又七十二又七十三又
七十四又七十五又七十六又
七十七又七十八又七十九又
八十又八十一又八十二又
八十三又八十四又八十五又
八十六又八十七又八十八又
八十九又九十又九十一又
九十二又九十三又九十四又
九十五又九十六又九十七又
九十八又九十九又一百又

本年四月の丹波
海松原の物と丹
下指城の村と云々
と云ふは此の事

九月
下生

九月
下生

九月

九月

大谷

あゝの運まはれ 家へち社まは
病あはれと云ふ事なるを 甲午と
病あはれと云ふ事なるを 甲午と
年と云ふ事なるを 甲午と
甲午と云ふ事なるを 甲午と
おぼしめす事なるを 甲午と
二月廿二日 飛江 城へて
別条と云ふ事なるを 甲午と

村へてと云ふ事なるを 甲午と
社へてと云ふ事なるを 甲午と
乙未と云ふ事なるを 甲午と
乙未と云ふ事なるを 甲午と
乙未と云ふ事なるを 甲午と
乙未と云ふ事なるを 甲午と
乙未と云ふ事なるを 甲午と
乙未と云ふ事なるを 甲午と

師先代遠王の事社より
中身申す一ある國體
伯耆の故人の社相續
師為地法重なり
うけい自然平一故
相傳あり
と云事社より
あるも能く
先年市を
と云事社より
下りし
市を
市を

時に因てい海の東にありて
子孫の不審立にト云ふ
年と傳ふ所なりと云
事と云ふ是より海にあり
所は者ト曰く人ト云ふ
玉文と云ふは人ト云ふ
おれは年海にありて
年と云ふは海にあり
所と云ふは海にあり
中と云ふは海にあり
所と云ふは海にあり
年と云ふは海にあり
所と云ふは海にあり

むし高年より母を
そえ侍り次ぎて死に奉り
五年成る高年より母を
そえ侍り次ぎて死に奉り
一先年村市を去る所別れ
に上りて又も別れに成

と持て奉りて寺に
別れに成りて又も別れに
成りて又も別れに成り
て又も別れに成りて又
も別れに成りて又も別

一今及流石に解有る
各竹の波海に子に

己にけし年より忠臣の成る
 乙儀は忠臣の成るなり
 是より忠臣の成るなり
 のち忠臣の成るなり
 忠臣の成るなり
 忠臣の成るなり
 忠臣の成るなり
 忠臣の成るなり

市云此乃爲一戶通市云
市云此乃爲一戶通市云
市云此乃爲一戶通市云
市云此乃爲一戶通市云
市云此乃爲一戶通市云

之もあつて後年常々相ふ
命令遠近に及ぶを
下す

一 我々後立平高平の地を
西の所より分け官公事
下す通ふ事奉り候

我々下りて案内したる
下りてさう口北の事
成り候事候なり事大
馬屋迄あり早事候
成り候なり事大

浮き世の心は

阿修羅の心

二月十日

大谷

大谷九郎

大谷

追ふ所の心は
妻細く通ぬる
をこそとて
とて
清く
印

阿修羅の心

二月十日

大谷九郎

増子と申す

一書方と及病氣付年厨

空しく夜不夢思しとあり

還し未厨て水作をて

寺社寺の元々しと希義

空しく申す

一因姓源氏城主と年九月

二方と死去と也方と不修書

人印と云ふ此照効力座と

二方と云ふ此我未書と

之知人知所意

一十年竹過之極子凡四

市云按此水也山利松

渡海之破損也或云

子方山市之東伐木也

而海之正路無難伐也

中惟此一本去方市之東

而後之每人一也松也

損也而方則有一所市

之也此法也其方也

千通に得る方と通る方
相法は毒細る氣中合片
且又家未成其意を以て
約後書に對しては

河清宮

八月

日

大谷九郎

子

子成之書卷披人所
海之事立心之旨
市之書卷披人所

上旬之書卷披人所
統之書卷披人所
二三子之書卷披人所
東府之書卷披人所
く名お心ゆゑ毎夜

之長子如欣然或然
後我無恙也幸
相長也

阿信之書

四月十日

五

大原九郎

九

一、又念の能くするに
 二、又念の能くするに
 三、又念の能くするに
 四、又念の能くするに
 五、又念の能くするに
 六、又念の能くするに
 七、又念の能くするに
 八、又念の能くするに
 九、又念の能くするに
 十、又念の能くするに

八月十日伯氏發歸國
 立自東京之新村川方養
 即因是相勸其自大坂至
 石山寺方至京都大坂方
 佛為地極子委細作

越山村史記
新編追記
所目録
存
江

所目録
中
己

右漢丁氏

一、今之形此卦象之變
二、掛同姓推以方下統體
三、此卦象之變
之、此卦象之變

一、此卦象之變
二、此卦象之變
三、此卦象之變
四、此卦象之變

推量三有之就其彼之
世將救世之方無事也
然救世一人之志也
救世之方不遠也
中付余兄能得何

用之方也救世之方
之方也救世之方

何信其言

十月晦

五

大谷家文書

亥日一輪合披見
先心新曆一法慶維

奉回作料更不可
際限山形其亦不
別系中改定因在
珠山山形其亦不
此下久一為遂向龍

海皇付。存。外。早。速。
瑞。玉。符。与。暗。乞。心。文。之。
不。可。以。外。其。流。能。
与。致。
御。目。人。之。正。悦。事。也。故。
物。又。复。之。一。股。之。新。證。
而。亦。一。新。其。聖。國。傳。
乃。与。竹。馬。枝。本。之。故。
同。為。甲。子。所。方。江。

常越山崎
杉山永日
為流

河濱

正月廿七日
義正

大谷九郎
壬午

一、久、役、事、の
 物、を、お、も、て、お、さ、す、の
 一、は、海、軍、に、お、も、て、お、さ、す、の
 中、に、各、國、を、お、も、て、お、さ、す、の
 一、は、海、軍、に、お、も、て、お、さ、す、の
 一、は、海、軍、に、お、も、て、お、さ、す、の

磨子中入一箇を以て
 方凡つちあつて
 一匹一匹に
 竹竿に海山を
 引合はせしむる事

打の市を来府より
對面と海を渡りて
乃ち安細川方の屋
敷に付し衆を籠
りて

大谷氏

七月

丑

大谷氏

子

あゝあゝいふ事なかり
但しものゝちりては
やうき事なかり
厄ひな一申し
あゝあゝいふ事なかり
あゝあゝいふ事なかり
あゝあゝいふ事なかり
あゝあゝいふ事なかり

あゝあゝいふ事なかり
あゝあゝいふ事なかり
あゝあゝいふ事なかり
あゝあゝいふ事なかり
あゝあゝいふ事なかり
あゝあゝいふ事なかり
あゝあゝいふ事なかり
あゝあゝいふ事なかり

有るを部を元時
弦を板行くと
て成るを元時
利を元時と
極を元時と

有るを部を元時
弦を板行くと
て成るを元時
利を元時と
極を元時と

津をへし ねふりえ
うさつ せき 海丹
大陽を 知り 木割の
山 人 立ち せき 海丹
山 人 立ち せき 海丹

あなね せき 海丹
いさ せき 大陽を ねふ
うさつ せき 海丹
うさつ せき 海丹
うさつ せき 海丹

唯とと大いなる金と金
主なる金と金と金と金
物と金と金と金と金
金と金と金と金と金

金と金と金と金と金
金と金と金と金と金
金と金と金と金と金
金と金と金と金と金

大金丸金丸
金と金と金と金と金

一第波破上生心其清地
涉列東山在江海國

心勤之成 瑞重子其地之
伯春王子所入大谷五馬儀
望表上願之方之好景也
物表之山何人後和之能代
出合表之山在江海國

子孫に世に傳へるべき事
宜しき事なりと申す
口抄よりしは後世に
おかしき事なりと
思ふ

阿彌陀佛

四月七日

阿彌陀佛

松浦河内守殿

系うて

先々々奥へ何信四年余
少家信宛へ要用へ仕渡
つ着る御下今お持参
仕立り也勝意子也

[illegible]

名山家系

八月

五

大倉九郎

大倉九郎

甲子年八月十五日
大倉九郎

中目へお集り申上り
了。此より申上り申上り
申上り申上り申上り
申上り申上り申上り
申上り申上り申上り
申上り申上り申上り
申上り申上り申上り
申上り申上り申上り

申上り申上り申上り
申上り申上り申上り
申上り申上り申上り
申上り申上り申上り

申上り申上り申上り

[illegible][illegible]

檀山邸に上りて是より邸内前
中老中福の意に在る一書
ありて是より中老中福
下へ書きたる如きなり
乃ち是より中老中福
中老中福の意に在る
生年甲子邸内老中福

海内より海内まで
相定る意に在る
海内より中老中福
中老中福の意に在る
中老中福の意に在る
中老中福の意に在る
中老中福の意に在る

名山記

九月

廿

大谷九郎

月一日
月二日
月三日
月四日
月五日
月六日
月七日
月八日
月九日
月十日
月十一日
月十二日
月十三日
月十四日
月十五日
月十六日
月十七日
月十八日
月十九日
月二十日
月二十一日
月二十二日
月二十三日
月二十四日
月二十五日
月二十六日
月二十七日
月二十八日
月二十九日
月三十日

初言各初付方と申す
差違ふは元胎を主
九十九の方と申すは
早業 所目は重業
多業 所目は重業
山は通る海は口を好く
おまへて持てゐる
乃て是なる人なり
一本の根は病氣を
少く是なる方なり
久し能く是なる方なり

存國を以て家あるを
 名と爲すは其の義也
 一に其の義を以て
 名と爲すは其の義也
 一に其の義を以て
 名と爲すは其の義也
 一に其の義を以て
 名と爲すは其の義也
 一に其の義を以て
 名と爲すは其の義也

一竹海、用、後、河、堤、利
 子、是、法、お、後、村、川
 市、さ、あ、る、く、お、後、村、川
 大、坂、さ、り、越、え、る、と、お、後、村、川
 梅、も、さ、り、あ、る、と、お、後、村、川
 市、さ、あ、る、と、お、後、村、川
 大、坂、さ、り、越、え、る、と、お、後、村、川
 梅、も、さ、り、あ、る、と、お、後、村、川
 市、さ、あ、る、と、お、後、村、川
 大、坂、さ、り、越、え、る、と、お、後、村、川
 梅、も、さ、り、あ、る、と、お、後、村、川

[illegible]

下
九
三
七
五
四
三
二
一

蕭山居士

古

五

方々々々々

之

[illegible]

中野村川

市橋方とおぼしめす

信濃川と云ふ

初由之河

志山

六月

日

大谷九郎

あひしけふ
梅本たけ

去日花
序之

陸平山書

丁巳年同月

物志之書及類

壬午
南
月

子如國山海所同也

言也。是也。下。所。也。

月夜記

中々福如集力

此卷之

勢ノ相一由之方大坂迄
空神下し秘事
口許松野子記
と伝承す

海山名録

三月

子

大坂方大坂
子

去るに成死にんを必に改葬
せしむるに方て改葬に細心とて
改葬せしむるに成死にんを必に改葬

即ち中様いふ事なり改葬に成死にんを必に改葬
改葬せしむるに方て改葬に細心とて改葬

改葬せしむるに方て改葬に細心とて改葬
改葬せしむるに方て改葬に細心とて改葬
改葬せしむるに方て改葬に細心とて改葬
改葬せしむるに方て改葬に細心とて改葬
改葬せしむるに方て改葬に細心とて改葬
改葬せしむるに方て改葬に細心とて改葬
改葬せしむるに方て改葬に細心とて改葬
改葬せしむるに方て改葬に細心とて改葬
改葬せしむるに方て改葬に細心とて改葬
改葬せしむるに方て改葬に細心とて改葬

此は家内所記の義に有るに
又と柳本元弘中まゝ入内
斗名方少人へ公事とあり
所記のくもては
此より並出する言
はれり 右より上より

不及に海心より入内
木直人へ用者加ふ
切通海心より入内
右へ所記より入内
下より入内

泰山店盤

正月晦日

子規啼

村川多言店

大尾丸店

口坂

[illegible][illegible]

天長地久

國仙堂

七

大凡九卷

少壯

Handwritten Japanese calligraphy in cursive style (sōsho). The text is arranged in vertical columns, reading from right to left. The characters are highly stylized and fluid.

Visible characters include:

- Top right: 力 (Rikku)
- Middle right: 市 (Ichii)
- Bottom right: 村 (Murakuma)

The overall impression is one of rapid, expressive brushwork characteristic of Edo-period cursive calligraphy.

九十九
年
月
日
時
分
秒

有唐之世
二子之身
父子之義
相親相愛

此後復定

行功後
對

7

李

大正十一年

わく天祐撰の便中書
 一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

由是府令よりふのち
法を海に傳へしに
此より上列する凡そ
るる事はたゞも
恒幸棧おの通り
中へ恒幸から
中へ恒幸から
恒幸棧より
恒幸棧より
恒幸棧より
恒幸棧より

心平氣和と云ふ事
西の国に流るる水
流るる水と云ふ事
流るる水と云ふ事

大谷家
大谷家

大谷家
大谷家

カ 一 月 分 中 物 全 定 中 環
以 子 孫 世 國 勸 休 仁 理
一 家 之 乃 台 乃 上 乃 地 氣
息 災 勸 乃 乃 乃 乃 乃 乃
乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
一 月 分 中 物 全 定 中 環
以 子 孫 世 國 勸 休 仁 理
一 家 之 乃 台 乃 上 乃 地 氣
息 災 勸 乃 乃 乃 乃 乃 乃
乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃
一 月 分 中 物 全 定 中 環
以 子 孫 世 國 勸 休 仁 理
一 家 之 乃 台 乃 上 乃 地 氣
息 災 勸 乃 乃 乃 乃 乃 乃
乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃

河内清を祝ふ

竹鶴松源を祝ふ

帰国を祝ふ

付書多しは久し梅檀

板を祝ふ

相本解中を祝ふ

筆を祝ふ

月を祝ふ

大久保を祝ふ

時便を祝ふ

行くは北の道なり由海路なり
けり少くもつれなく下りて
下りてさき市を過ぎたては
けり方より市を過ぎたては
とる村川市を過ぎたては
たれきり方より市を過ぎたては

法成寺に詣りて
生かすもつれなく
のれきり方より市を過ぎたては
とる村川市を過ぎたては
たれきり方より市を過ぎたては

一利川市常備自民紙

中目之相持法事義不
仕洋の地我輩も奈事。

一老父言三年九月五日

死玄の如由多原の冠を用

下は建在るを云ふ事

多の如く云ふ事

一同じ名を以て三月初日

お姫姫生るゝお姫姫

時共下り叶四月八日お果

尸是此法今亦安在
是又此事古法也抑
常一多也信乎中
事也此法也
此法多也

一様之波海亦破角
紙也善自下則為母色
打續之紙也此法也抑
下之紙也此法也
此法也

一、江東數年，首領盡亡，
 順帝、上、下、不、相、安、焉。
 下、江、東、數、年、首、領、盡、亡、
 順、帝、上、下、不、相、安、焉。

[illegible]

うしを國あるは
りしを
心海に
月年
又
時
此
此
此

と

一
相
面
と
と

与美乃利之殿之法
由法合能出般佛胡之
中法清之妙也此
和同之人心来去环
如之若水之用也

清不例外而云
清同之人心来去环
如之若水之用也
与美乃利之殿之法
由法合能出般佛胡之
中法清之妙也此

清く例の正しき

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

別名、
別名、
別名、
別名、
別名、
別名、
別名、
別名、
別名、
別名、

若くは、
若くは、
若くは、
若くは、
若くは、
若くは、
若くは、
若くは、
若くは、
若くは、

神、
神、
神、
神、
神、
神、
神、
神、
神、
神、

の、
の、
の、
の、
の、
の、
の、
の、
の、
の、

見、
見、
見、
見、
見、
見、
見、
見、
見、
見、

事、
事、
事、
事、
事、
事、
事、
事、
事、
事、

無、
無、
無、
無、
無、
無、
無、
無、
無、
無、

十、
十、
十、
十、
十、
十、
十、
十、
十、
十、

大、
大、
大、
大、
大、
大、
大、
大、
大、
大、

[illegible]

少壯全同
 初也
 少壯全同
 初也

中後漢父子世世以清名
位者村川希生清方事林
即之於後出於後世
程氏之子也

泰山石室

如之

江村

方氏通志

以讀

あしき事なるをいふ
拙作中先材川舟渡り
きき書かきし月日
七月十日村川市会方
心ゆくはくはくはく
三石石石石石石石
細石石石石石石石
あしき事なるをいふ
拙作中先材川舟渡り
きき書かきし月日
七月十日村川市会方
心ゆくはくはくはく
三石石石石石石石
細石石石石石石石

此之江多水
乃竹海前
少中後
市業方
古之業
乃大
生市業
之者
之進
乃出
乃出
乃出

取之少如...
...
...
...
...
...

新山庄記

た

...

大九...

...

村川 希玄乃出玄子

大坂九年八月廿一日
 村川氏より入道に就き
 と申上てふ中より
 りち候所ある番中候者也
 いふれどもいふれども
 あかたはぬうなう
 あくあつて
 中々
 安んずる
 山越

中書省
少卿等
翰林院
侍讀學士

九十九、
其
斗
其
方
主
主
主
主
主

てし村川大寺に御書
周旋上人の村川に
也一宮に御書あり
毎年九月に御書あり
五人の御書あり
は、御書あり
不別、不別、不別
御書あり
御書あり
御書あり

有通村川子三石中書
為金書書成國公

泰山乃金

九月八日

通

大庭通子紙

竹島渡海之志
おまの志村川市金浦
五島志村川市金浦
一丸志村川市金浦
志村川市金浦

五箇中一札事

一蘭書乃竹濤抄寫自今後家令
而猶以公抄六行後分紙換元正元
利令出之也也刻所付書中
中書字亦遠也一政事

一書乃白帆砂石書也

一書乃白帆砂石書也

一書乃白帆砂石書也
張氏乃白帆砂石書也

一書乃白帆砂石書也
張氏乃白帆砂石書也

收おはす時仕給ふ目録
今ねに結お換え
如く生ふ是片に取
あへ到府にお還
集あ用さ奉り

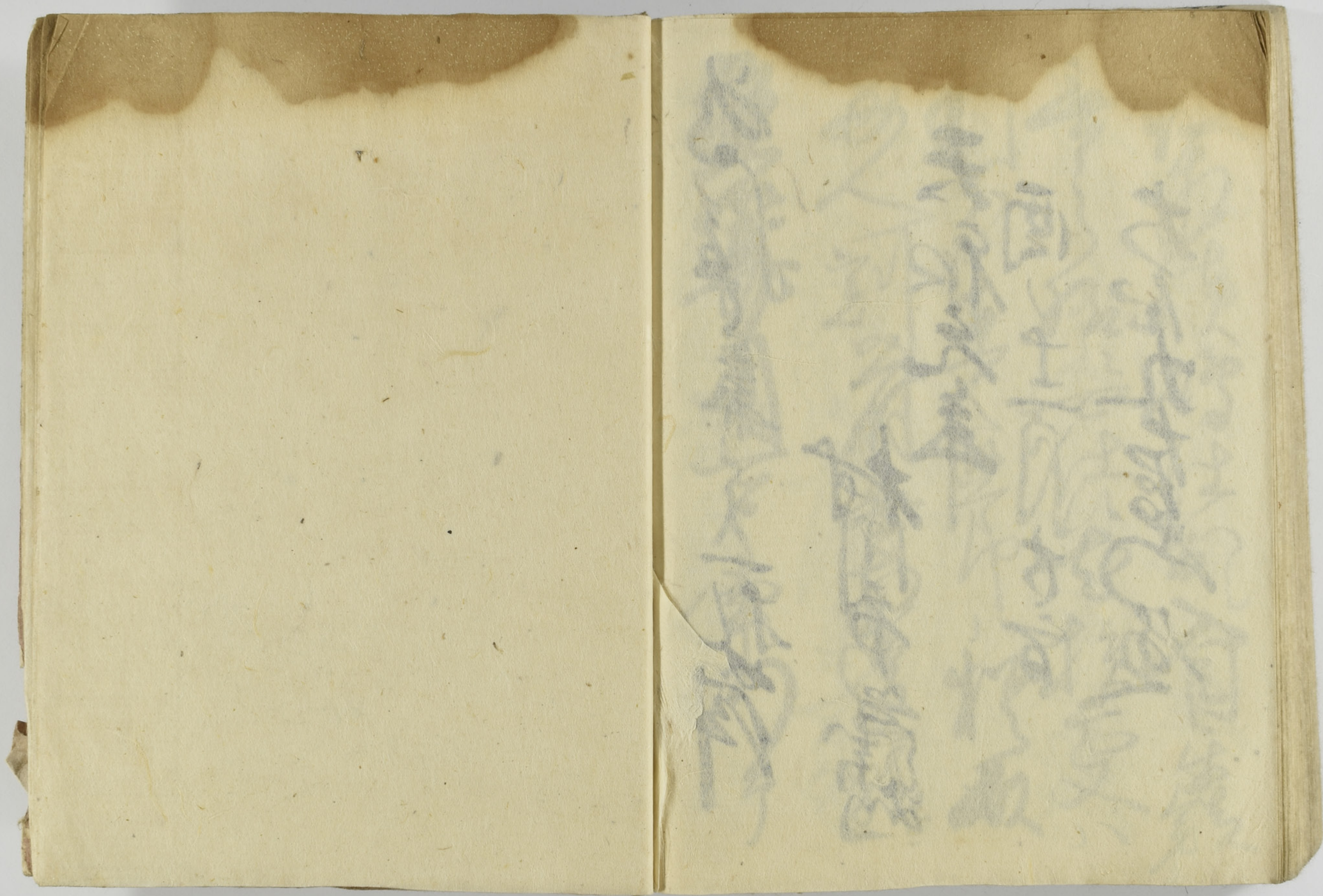
為清年一札解

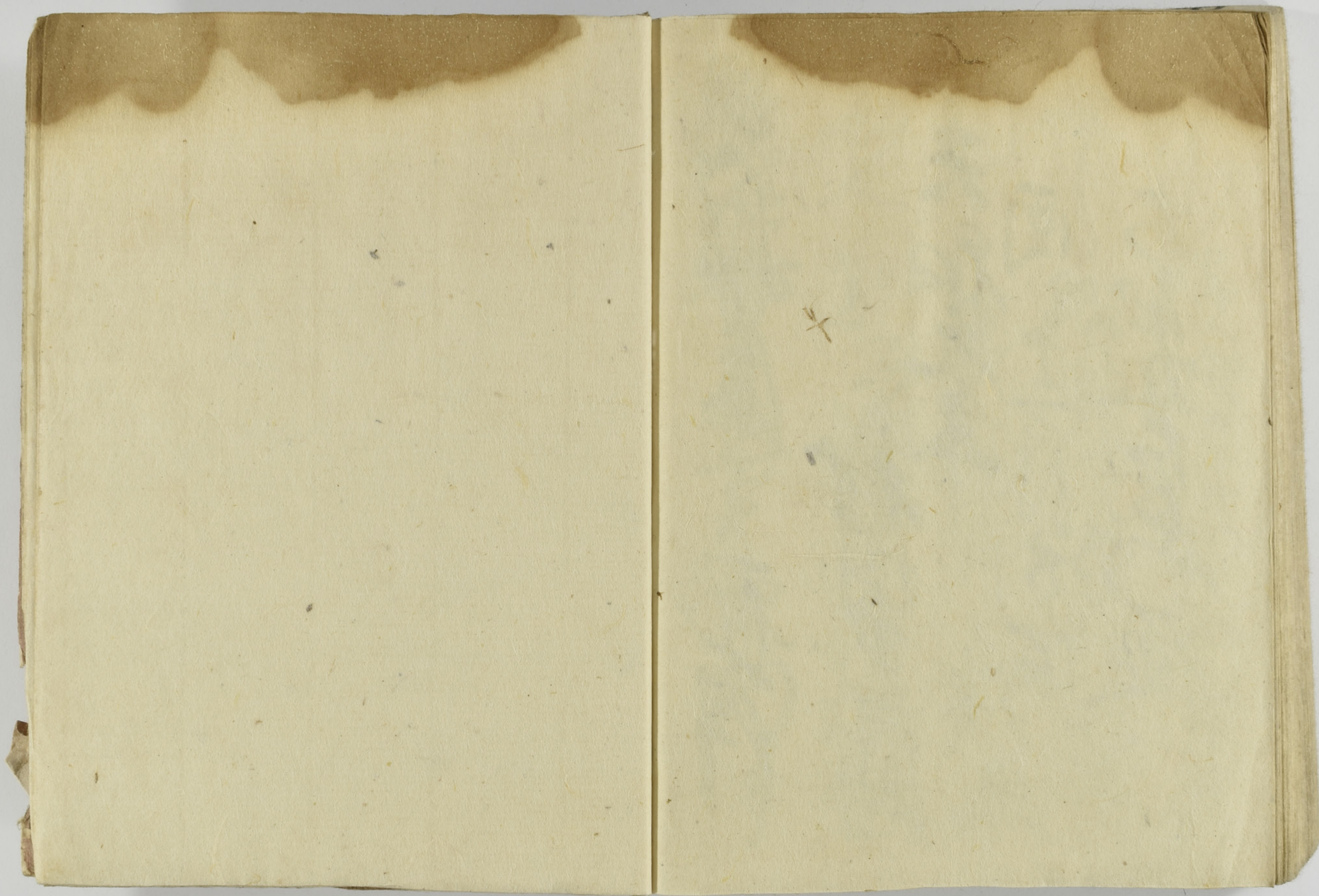
村市藏起

天和元年

酉十一月古言

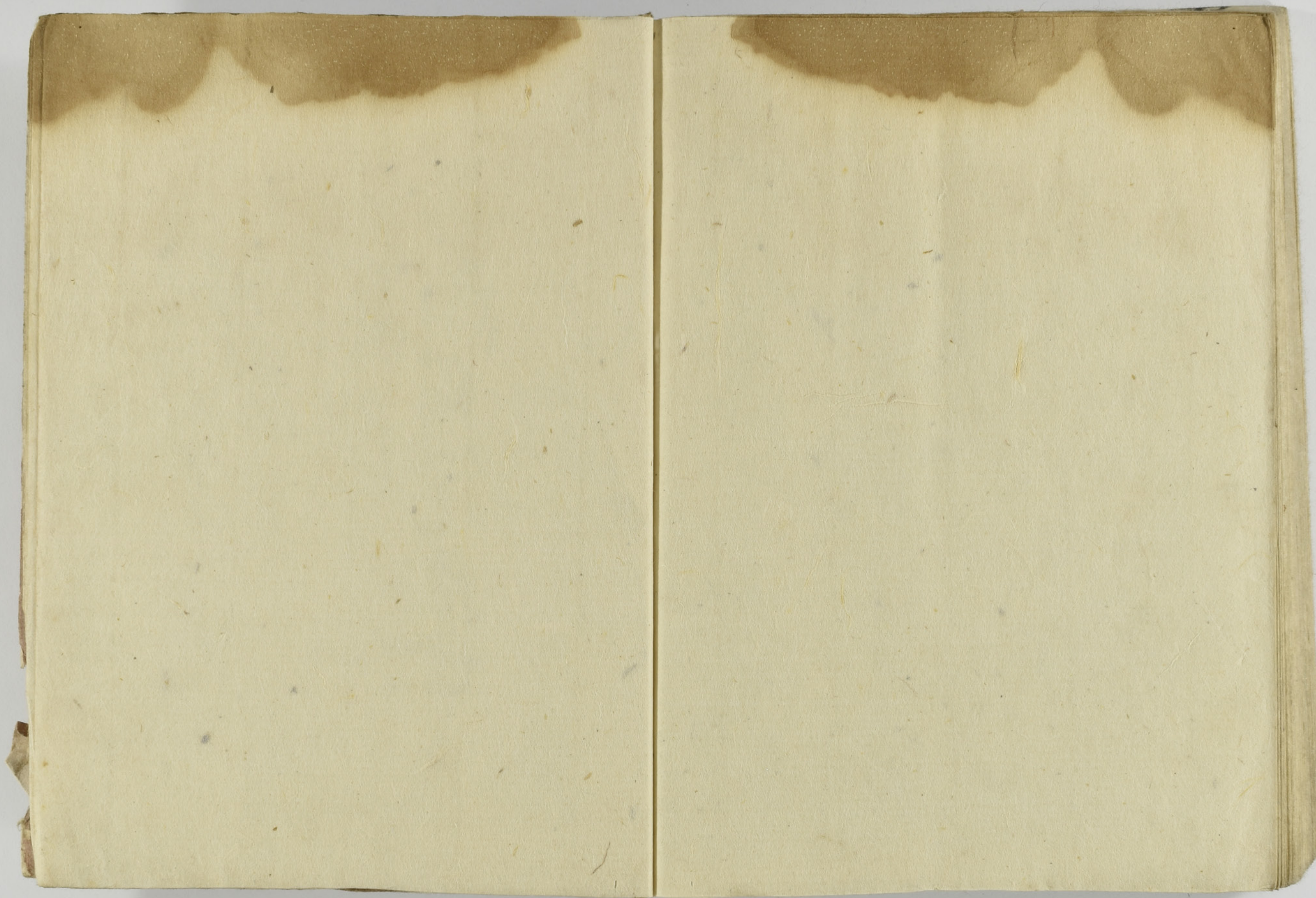
方屋九重屋





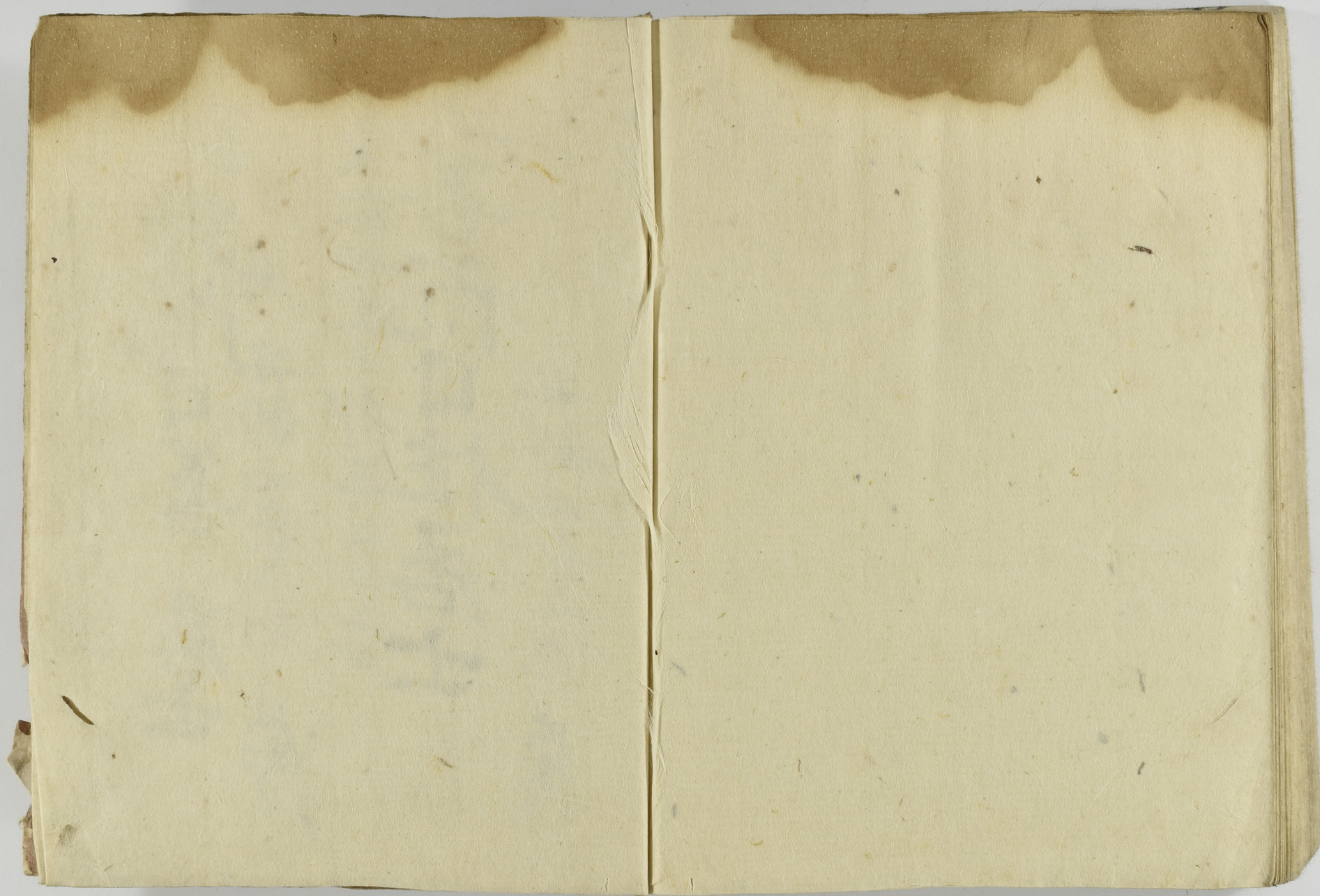
【大谷家文書】 5-25





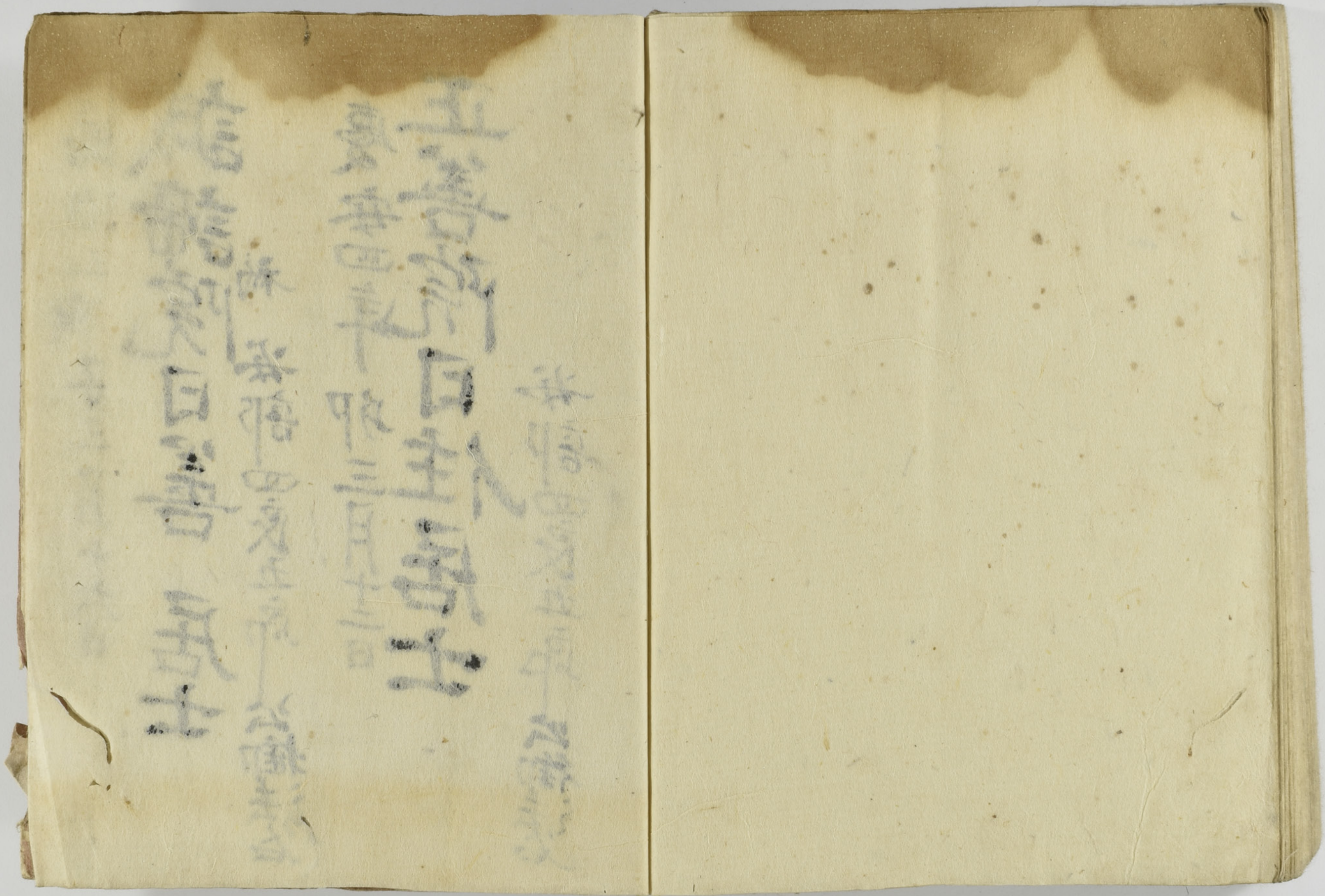
【大谷家文書】 5-25





【大谷家文書】 5-25





主簿家日記
卷第四
歌三
主簿家日記
卷第四
歌三

萬治三庚子三月十六日

誠諦院日善居士

初安部四良五郎公御法名

慶安四年卯三月十二日

正善院日住居士

安部四良五郎公御法名



5
25
大谷家文書

大谷新丸
文化士入富春堂

【大谷家文書】 5-25

8 9 80 1 2 3 4 5 6 7 8 9 90 1 2 3 4 5 6 7 8 9 100 1 2 3 4 5 6 7 8 9 110 1 2 3 4 5 6 7 8 9 120 1 2

阿信四良五郎君御書札

東武御旗本

元和年中奉詔代